

**分野別情報****第102回動物用医薬品専門調査会議事概要****■第102回動物用医薬品専門調査会■**

日時:平成20年12月1日(月)14:35 ~ 16:55

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

1)塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)及び塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチルミンシロップ)の再審査

・「本製剤の主剤であるクレンブテロールのADIとして0.004  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日を採用することが適当であると考えられる。また、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*子宮収縮を抑制する作用を示すことから、牛の難産の場合等における処置に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う(いわゆる暫定基準)残留基準が設定されています。

2)トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP)の再審査

・継続審議となった。

\*抗菌剤で、すずき目魚類のレンサ球菌症の死亡率の低下を目的として使用されます。

3)オキシベンダゾール

・ADIを0.03mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとされた。

\*寄生虫駆除剤で消化管内の線虫駆除に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4)フェノキシメチルペニシリン

・一日摂取量30  $\mu\text{g}$ /ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと考えられる。なお、フェノキシメチルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

\*抗菌剤で、肺炎や腸炎の治療等に用いられています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5)エチプロストントロメタミン

・評価書を改訂することについて了承が得られた。

\*牛、豚等の繁殖用薬剤として用いられます。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)